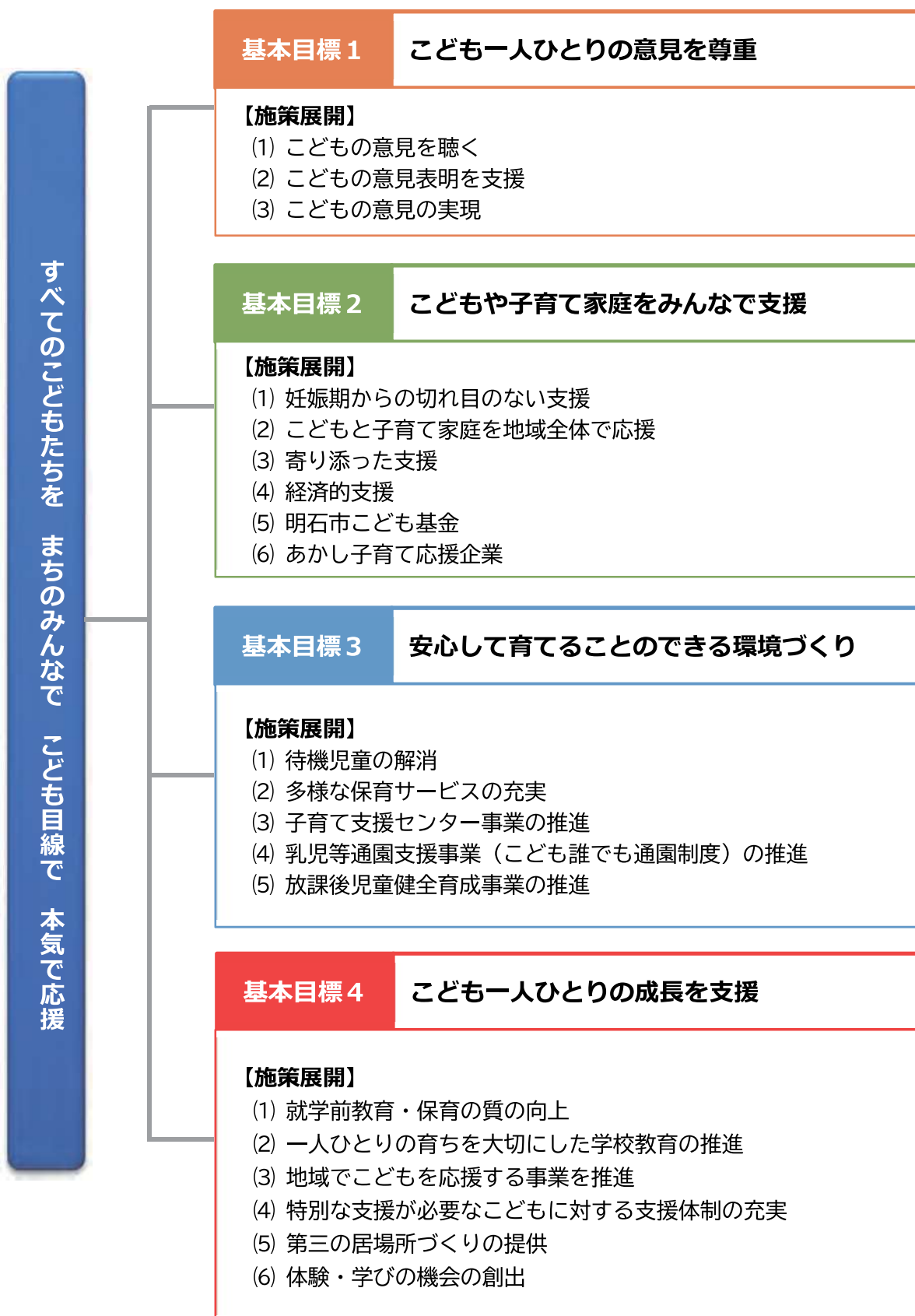


第3章 計画の基本的な考え方

1 施策体系図

【基本理念】

【基本目標・施策目標・施策】



2 基本理念

「すべてのこどもたちを まちのみんなで こども目線で 本気で応援」

こどもは、まちの宝であり、未来です。すべてのこどもたちが大切に育てられ、健やかに成長することは、まちの喜びでもあります。

本市では、「こどもを核としたまちづくり」を進めており、地域の未来であるこどもたちへの支援を通じて、地域の賑わいを創出し、まちの発展につなげていきます。

また、こどもたちへの支援として、行政や地域が一体となり、こども一人ひとりに寄り添うきめ細やかな取り組みを行い、誰一人取り残さない、笑顔あふれる、やさしいまちづくりに取り組みます。

これらこども施策においては、地域住民や保護者をはじめとした大人だけでなく、こども自身の意見をこども目線で聴き、対話と共創により、こどもの立場に沿った施策展開に取り組んでいきます。

3 基本目標

本計画では、次の4つを基本的な目標として子育て支援施策を推進していきます。

基本目標1 こども一人ひとりの意見を尊重

- (1) こどもの意見を聴く
 - ① こども・若者会議の実施
 - ② こども関係機関での情報共有及び施策推進
- (2) こどもの意見表明を支援
 - ① AKASHI ユーススペースでの若者の意見表明支援
 - ② 学校に馴染めないこどもの意見表明支援
 - ③ 社会的養護が必要とされるこどもの意見表明支援
 - ④ 様々な立場のこどもの意見表明支援
- (3) こどもの意見の実現

基本目標2 こどもや子育て家庭を地域みんなで支援

- (1) 妊娠期からの切れ目のない支援
 - ① 利用者支援事業（こども家庭センター型母子保健機能）
 - ② 利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型）
 - ③ 産後ケア事業
 - ④ 0歳児見守り訪問おむつ定期便事業
 - ⑤ 子育て世帯訪問支援事業
- (2) こどもと子育て家庭を地域全体で支援
 - ① 明石こどもセンター（児童相談所）による総合的・専門的こども支援
 - ② あかし里親100%プロジェクト
 - ③ 児童養護施設等と連携した養育支援
 - ④ あかし版こども食堂
 - ⑤ 地域におけるこども支援人材の育成
 - ⑥ こどもを守る地域ネットワーク強化事業（すこやかネット）
 - ⑦ 子育て学習室
- (3) 寄り添った支援
 - ① ファミリーサポートセンター事業
 - ② 子育て家庭ショートステイ・トワイライトステイ事業
 - ③ 無戸籍者支援
 - ④ 親子関係形成支援事業
 - ⑤ ヤングケアラーへの支援

- (4) 経済的支援
 - ① 高校生までの医療費無料化
 - ② 幼児教育・保育の無償化
 - ③ 給付型奨学金事業
 - ④ 離婚前後の養育支援
- (5) 明石市こども基金
- (6) あかし子育て応援企業

基本目標 3 安心して育てることのできる環境づくり

- (1) 待機児童の解消
- (2) 多様な保育サービスの充実
 - ① 延長保育事業
 - ② 幼稚園での預かり保育事業
 - ③ 保育所での一時預かり事業
 - ④ 病児・病後児保育事業
 - ⑤ 利用者支援事業（基本型・特定型）
 - ⑥ 地域での情報提供・相談事業
- (3) 子育て支援センター事業の推進
- (4) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の推進
- (5) 放課後児童健全育成事業の推進

基本目標 4 こども一人ひとりの成長を支援

- (1) 就学前教育・保育の質の向上
 - ① 教育・保育の質の向上
 - ② 就学前施設と小学校との連携の推進
 - ③ あかし保育絵本土の養成
- (2) 一人ひとりの育ちを大切にした学校教育の推進
- (3) 地域でこどもを応援する事業を推進
- (4) 特別な支援が必要なこどもに対する支援体制の充実
 - ① 特別な支援が必要なこどもに対する教育・保育の充実
 - ② 児童発達支援センターを中心とした支援体制の充実
- (5) 第三の居場所づくりの提供
- (6) 体験・学びの機会の創出

基本目標1 こども一人ひとりの意見を尊重

「こどもを核としたまちづくり」を進めていくためには、保護者や地域の方々のみならず、こども自身の意見を聞いていくことが重要です。本市では、まちづくりの核となるこども自身にワークショップやアンケートなど様々な方法で意見を聴き、施策に活かしていきます。

(1) こどもの意見を聴く

① こども・若者会議の実施

市民との対話を通じて共にまちづくりを進めるために、2023 年度（令和5 年度）からワークショップ形式での市民向けタウンミーティングを実施しています。様々な市民とともに対話をする取り組みとして、こども（小中学生）を対象とした「こども会議」、若者（高校生・大学生・29 歳までの社会人）を対象とした「若者会議」を開催しています。

こども・若者会議においては、参加者の率直な思いや考えを引き出すため、ファシリテーターが進行し、グループで話し合い、グラフィックレコーディングを活用して対話の内容を可視化するなどの工夫をしています。また、幅広い世代にどのような意見が出たかをふれてもらえるように、ホームページで公表しています。

このような取り組みにより、こども・若者一人ひとりの意見を尊重し、ニーズや想いを把握し、その声を政策へ反映するよう努め、共にまちづくりを進めていきます。

② こども関係機関での情報共有及び施策推進

こども施策を庁内で横断的に実施していくため、関係する部局において情報を共有し、施策に向けて検討します。

具体的には、個別に実施しているこどもや保護者などに対するアンケート調査の結果等を関係機関で情報共有することにより、より広い範囲のニーズ把握に努めます。

また、その調査結果から分かる課題について、組織横断的に連携し、施策展開につなげていきます。

(2) こどもの意見表明を支援

① AKASHI ユーススペースでの若者の意見表明支援

中高生世代が気軽に立ち寄って勉強ができたり、ダンスや音楽の練習を行う等、自由に過ごすことで、互いに交流ができる若者の居場所づくりをしています。

中高生を一人の「人」として尊重し、安心して意見が言える場となるよう、声を聴き、受け止め、一緒に考えることにより、中高生世代が主体となって企画、提案、実行できるように取り組みを進めています。

② 学校に馴染めないこどもの意見表明支援

様々な事情で、学校になじめないなどの事由を抱えたこどもたちが通所できる公設民営型フリースペース（こども第三の居場所）を設置しています。

「こども第三の居場所」では、こどもたち目線で居心地のいい空間づくりをするため、どのような場所を「居場所」としているのか、どのような「居場所」を求めているのかについて、こどもたちと保護者、運営スタッフの方々へ、アンケート調査を実施します。

アンケートで出た意見やフリースペースで実施されているこども会議の意見を参考に、こどもたちを主体とした居場所づくりに取り組むとともに、こどもたちが意見を言える場となるように支援を行っていきます。

③ 社会的養護が必要とされるこどもの意見表明支援

一時保護されたこどもに対して、「こどものための第三者委員会」による面会やアンケート、意見箱の設置、「意見表明支援員制度」の活用などにより、こどもの声を聴くあらゆる機会を設けています。意見表明支援員（アドボケイト）による意見聴取機会を児童養護施設や里親まで広げ、こどもの意見表明を支援する機会の充実を図ります。

④ 様々な立場のこどもの意見表明支援

すべてのこどもは意見を表明する権利があります。

本市ではワークショップなどを通じて、こどもの声を直接聴く取り組みを進めていますが、だれでも・どこでも・いつでも、こどもたちが意見を表明できる場所を確保すべく、オンラインでの意見聴取フォームの設置に向けた取り組みを行います。意見表明において、物理的な障害があったり、他人の前での意見表明にハードルを感じるこどもでも、オンラインにすることで、意見を表明することができ、より多くのこどもからの意見聴取が可能になります。

(3) こどもの意見の実現

こどもたちの意見による施策の実現は、こどものニーズをよりの確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになります。

様々な形のこどもの意見表明について、積極的に施策へ反映できるよう、努めていきます。

基本目標2 こどもや子育て家庭を地域みんなで支援

こどもの成長にとってより良い環境づくりのために、地域でこどもや子育てを見守り、支え合うことができる仕組みづくりに取り組みます。そのためには、こどもに関わるあらゆる人々が、こども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

本市では、こどもを中心とした子育て支援を、地域とともに実施することにより、子育て家庭を地域全体で応援していきます。

(1) 妊娠期からの切れ目のない支援

① 利用者支援事業（こども家庭センター型母子保健機能）

妊娠期から子育て期における切れ目のない支援として、保健師等の専門職が、妊娠、出産、育児に関する様々な相談支援を実施しています。

これまでの「子育て世代包括支援センター」の機能を維持した上で、2024 年度（令和6年度）からは明石こどもセンターの「子ども家庭総合支援拠点」と一体的に相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター型母子保健機能」の役割を持ち、支援を必要とする妊産婦やこどもの子育て等における課題解決のために、当事者のニーズに沿ったサポートプランを作成し、活用するなどすべての妊産婦、子育て世帯、こどもへの切れ目のない対応、相談支援体制の連携強化を図ります。

また、乳幼児健康診査等を通じて、こどもの発達・発育の確認や育児について支援を行い、対象者に応じて医療機関や関係機関と連携しつつ、総合的に相談支援を実施します。

② 利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型）

全ての妊産婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠届出時にすべての妊婦に対して、保健師、助産師が面談を実施しています。

また、妊娠7～8か月時にもすべての妊婦を対象にアンケート調査を実施し、出産・育児についての支援を必用とする妊婦には、電話や訪問等で個別に支援を行っています。

出産後は、「新生児訪問事業」や「乳児家庭全戸訪問事業」により、こどもの発達・発育や育児の相談を行い不安や心配事のある方を支援につなげています。

③ 産後ケア事業

出産後 1 年未満の産婦及び乳児を対象に、医療機関や助産所において、助産師等の専門職が沐浴や授乳指導、産婦や乳児の健康チェック、育児に関する不安や悩みの相談等を行い、母体の身体的回復と心理的な安定を促進するなどの支援を行います。

サービスの種類としては、宿泊型、デイサービス（日帰り）型、訪問型があり、全ての子育て家庭が利用しやすいよう、全出産家庭に「訪問型おためし券」を送付し、安心して子育てができるよう支援しています。

④ 0歳児見守り訪問おむつ定期便事業

虐待等のリスクが最も高いといわれる0歳児に対して、子育て経験のある見守り支援員が、おむつ等の赤ちゃん用品や赤ちゃんの成長に役立つ様々な子育て情報を毎月自宅に届けることで、0歳児家庭への経済的負担や赤ちゃんを連れての買物などの負担軽減を図るとともに、定期的に関わりをもち、見守りを行っています。

見守りの中で、育児の不安や悩みを聴きながら相談に対応し、子育てにおける不安の軽減を図るとともに、必要に応じて子育て関係部署等と連携し、子育て支援サービスにつなげています。

すべての0歳児家庭と関係性を築いていく中で、支援が必要と思われる家庭について、早期に関係機関との情報共有や連携を図り、継続した見守り支援に努めます。

⑤ 子育て世帯訪問支援事業

妊婦や就学前までのこどもがいる家庭で、家事や育児に負担があるが、周りの支援を受けることが困難な家庭に対し、訪問支援員（ホームヘルパー）を派遣し、日常的な家事や育児等の支援を実施することで、虐待リスク等の低減を図ります。

また、出産後間もない乳児の保護者に対して、「子育てスタート応援事業」として無料券を送付し、気軽に制度を利用できるよう支援を継続し、こどもを育てる環境の整備を図ります。

(2) こどもと子育て家庭を地域全体で支援

① 明石こどもセンター（児童相談所）による総合的・専門的こども支援

2019年（平成31年）4月にこどもの総合支援の核となる拠点として、「明石こどもセンター（児童相談所）」を開設しました。

同センターでは、子育て・障害・発達などのこどもに関するあらゆる相談について、児童福祉司をはじめ児童心理司、保健師、弁護士、医師等の専門スタッフが話を聞き、課題解決に向けた助言を行うなど対応しています。さらに、こどもの状況や家庭の状況に応じて、福祉サービスの調整や心理的検査、他機関の紹介などの支援につなげています。

また、「虐待を受けている恐れがある」等支援を必要とするこどもの早期発見、早期対応により、こどもの安全を確保するとともに、その後の地域における育ちの支援まで、関係機関と連携しながら総合的で一貫した支援を行っています。

さらに、虐待を予防することを目的として、育児不安や子育てのストレスや悩みを抱えた親を対象とした「家庭支援講座（ペアレントトレーニング）」や、継続した来所面接・訪問指導などを実施し、こどもへのよりよい接し方を学んでもらい、子育て力の向上を図る支援を行っています。

今後も、当事者であるこどもの意見や思いに寄り添いながら、引き続きこどもに関する様々な問題の相談窓口として、幅広く相談に応じるとともに、関係機関と連携を図りながら必要な支援を行っていきます。

② あかし里親100%プロジェクト

様々な事情で自分の家庭で暮らすことができないこどもが、家庭と同様の環境で育つことができるよう、「全小学校区での里親登録」と「里親を必要とする乳幼児の里親委託率100%」を目標に掲げ、里親家庭を増やす取り組みを行っています。

里親を増やす取り組みとして、広報紙や出前講座・相談会などによって周知を図るとともに、里親登録後の研修や、里親委託後の電話や訪問による相談支援、初受託時にこどもの受入れ環境を整えていただくための経済的支援など、専任の職員が手厚くフォローしています。

また、子育て家庭のニーズに応えるため、短期間の子育て家庭ショートステイ事業の受入れを専門に行う里親を「ショートステイ里親」として位置づけて、説明会等で周知広報し、新たな担い手を掘り起こす取り組みを行っています。

③ 児童養護施設等と連携した養育支援

明石こどもセンターでは施設等に入所中のこどもについて、児童養護施設等と情報を共有し、綿密な協議を重ねながら、今後の支援方針等を共に考え、こどもの利益を最優先に位置づけた支援を行っています。

また、児童家庭支援センター（※7）と連携して、専門的援助が必要なこども家庭に対して必要な支援を行うとともに、こどもや保護者からの24時間365日の電話相談対応ができる体制を構築し、支援が必要なこどもや家庭の早期発見・支援につなげています。

さらに、見守りが必要な家庭に対しては、民間事業者等への委託により定期的かつ継続的に家庭での養育及び生活状況の確認を実施するなど、専門性や柔軟性を活かした支援体制を整えています。

今後も、市民に身近で効率的かつ持続可能な支援体制の構築に取り組めます。

④ あかし版こども食堂

こどもたちが食を通じて、地域の方々とつながり、豊かな人間性と社会性を育むすべてのこどもの居場所として、市内28小学校区でこども食堂を設置しています。また、

こどもを見守り、必要な支援につなげる気づきの地域拠点としての機能を持ち、運営団体の特性や地域の実情に応じたきめ細やかな支援を行います。さらに、地域におけるこどもの居場所の選択肢が増えるよう、設置の少ない小学校への開設支援を行うとともに、こどもだけでなく、高齢者や障害者など、地域の誰もが集い合えるような事業を展開していきます。

⑤ 地域におけるこども支援人材の育成

すべてのこどもたちを地域みんなで応援するまちづくりを推進するため、研修やイベントなどを通してこども支援に携わる人材育成を幅広く行うとともに、活動が継続して実施できるよう地域の活動団体との連携を深めて、こどもの立場に立った支援を進めます。

⑥ こどもを守る地域ネットワーク強化事業（すこやかネット）

こどもへの支援は、学校園をはじめとする関係機関や地域など様々な主体が連携することで、より効果的なものになります。本市では、要保護児童対策地域協議会（※8）の機能を有した明石市児童健全育成支援システム「こどもすこやかネット」の調整機関としての役割を明石こどもセンターの中に設置し、市の学校園、保健・福祉部門、保育所、警察、医療機関、民生委員・児童委員（※9）など、あらゆる関係機関の実務担当者等を構成員とする支援策検討実務者会議等を開催し、情報共有や課題共有及び支援策の検討を行うなど、地域でこどもを守るための連携強化に取り組んでいます。

支援が必要なこどもの早期発見、早期対応による児童虐待の予防はもとより、家庭復帰をした後の地域における支援まで、総合的で一貫したサポートを実施していきます。

⑦ 子育て学習室

「地域で子育て」をねらいとし、子育て中の親子が集い、遊びや体験学習などを通して学び、共に育ちあう場として、市立幼稚園・認定こども園区 28 か所で開設しています。子育てを応援する地域の方々とのふれあいを通して家庭や地域の子育て力の向上を図り、子育てにおける孤立化を防ぎます。

(3) 寄り添った支援

① ファミリーサポートセンター事業

子育ての応援をしてほしい人（依頼会員）と子育ての応援をしたい人（提供会員）が会員となって、送迎や一時的なこどもの預かりなどの援助活動を行う事業です。

育児と仕事の両立支援を推し進めるとともに、地域における子育て力の一層の向上を図るため、幅広い層への事業の周知・啓発を行うとともに、気軽に利用しやすい制度となるよう利便性の向上を図ります。

② 子育て家庭ショートステイ・トワイライトステイ事業

保護者が育児不安や疲れ、出産、病気などの理由で一時的にこどもの養育ができない場合に、児童福祉施設や里親にてこどもを養育保護します。泊まりで利用できるショートステイに加え、平日夜間や休日の日中に預けられるトワイライトステイ、親子で過ごすことができる親子ショートステイを実施しています。

最近では、育児疲れによる利用が増えており、サービス利用後も継続的に支援するなど、よりきめ細やかな対応を行っています。

今後も、事業の一層の周知を図るとともに、それぞれの家庭のニーズに対応できるよう継続実施していきます。

③ 無戸籍者支援

こどもが出生した際は、出生の届出をすることによって戸籍に記載されますが、出生の届出をしなければならない人が、何らかの理由によって届出をしない場合、そのこどもは戸籍に記載されません。この「無戸籍」の状態により、社会生活上、様々な面で不利益が生ずることが問題となっています。

本市では、全ての妊婦と面談することにより、早期に無戸籍のこどもを発見し、支援機関につなげるとともに、戸籍のない人に対して、本来受けることができる行政サービスを提供し、戸籍を作成する手続を支援するため、「無戸籍者のための相談窓口」を開設しています。

新たに戸籍がないことを原因として不利益を受ける人をなくすため、無戸籍状態になるリスクを早期に把握し、早期に解決するよう取り組みます。

④ 親子関係形成支援事業

こどもへの関わり方や子育てに悩みを持つ保護者、そのこどもに対して、講義やグループワーク等を行い、心身の発達に応じた対応について、情報提供や助言を行います。

また、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の交流を支援し、悩みの共有や情報交換の場を設けます。

近年、保護者の孤立化が進み、子育ての悩みも多様化していく中で、こどもへの関わり方への助言や、保護者同士の交流を支援していく対応が必要になっています。

今後も事業の一層の周知を図るとともに、健全な親子関係の形成に向けた支援を行えるように継続実施していきます。

⑤ ヤングケアラーへの支援

実態が表面化しづらい「ヤングケアラー」を早期に発見し支援につなげるために、周囲の大人に対する啓発や、こども本人の理解促進のための取り組みを進めます。また、複雑化・複合化した課題を抱えるヤングケアラーのいる世帯に対し、庁内関係部署や関

係機関が連携しながら、ヤングケアラーとその家族が抱える負担の軽減等を図っていきます。

(4) 経済的支援

① 高校生までの医療費無料化

高校生世代までのすべてのこどもの医療費（保険診療分）を無料化し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るとともに、こどもの健やかな成長を支援しています。

こどもたちが、必要な医療を必要な時に医療費を気にすることなく受けられるよう、引き続き、適正な運用に努め、継続実施していきます。

② 幼児教育・保育の無償化

総合的な少子化対策を推進する一環として、子育て家庭の経済的な負担軽減を図るための給付制度として創設されました。

3～5歳児全員と住民税非課税世帯の0～2歳児について、子ども・子育て支援新制度に移行した教育施設や認可保育施設における基本保育料が無料となるほか、保育の必要性の認定を受けた場合には、認可外保育施設や預かり保育・一時預かり・病児保育・ファミリーサポートセンターの各事業も限度額の範囲内において無料で利用できます。

また、市独自で実施している第2子以降の保育料及び3～5歳児の給食の副食費（おかず代）の無料化事業を継続することで、子育て家庭への支援を図ります。

③ 給付型奨学金事業

給付型奨学金事業は、こどもたちが、親の意向や経済的状況その他家庭の事情に影響なく、自らの意思で安心して夢に向かうことができるよう高等学校進学に向けた給付型奨学金の給付を行うとともに、学習・生活のサポートを行い、社会全体でこどもの育ちを応援する事業です。

高等学校進学時の不安や金銭的負担の軽減を図るため、返済不要の奨学金である入学準備金と在学時支援金の給付に加えて、高等学校進学に向けた学習支援や進学後の生活面などの相談支援を行っており、こどもたちの学校生活のサポートを実施しています。

こどもたちが、必要な学習機会を必要な時に、金銭的負担を気にすることなく受けられるよう、引き続き適正な運用に努めていきます。

④ 離婚前後の養育支援

親の離婚によって、こどもの生活が大きく変化し、様々な影響を受けることがあります。こどもが受ける不利益を軽減すべく、養育費と親子交流を離婚時に取決めるよう、

参考書式を配布するとともに、調停調書や公正証書などの公的な書類として作成することを支援する「養育費等・親子交流取決めサポート事業」を実施しています。

また、取決めの実効性を確保するため、市職員による親子交流のコーディネートや養育費の調停申立ての支援などを実施しています。

とりわけ、養育費はこどもの成長に必要不可欠で、諸外国では行政が養育費を確保する施策を行っていますが、わが国では養育費を受け取れていないこどもが多いのが現状です。

そこで、養育費を受け取れていない場合に、養育費を支払うべき義務者に対して、市が働きかけをし、それでも支払いがない場合に、養育費を受け取るべき人に対して、市が立替払い（最大3か月分、上限月額5万円）をした上で、義務者に対して督促をしています。

(5) 明石市こども基金

こどもたちの健やかな育ちを支えるよう、市民が主体的に行う子育て支援活動及び児童健全育成活動の振興に資するため設置しています。

寄附受納及び積立金の運用を行い、公益財団法人こども財団を通じ、子育ての不安・負担感を軽減、地域における児童虐待や青少年非行の防止に資する活動への助成に活用しています。また、こども・若者が、自らが計画しチャレンジしたいことなどを実践する活動に対する助成を拡充し、地域コミュニティの意識醸成と、子育てもこども自身も応援するまちづくりの推進に活用します。

(6) あかし子育て応援企業

企業による子育て支援への取り組みを促進し、安心してこどもを産み育て、こどもが健やかに育つまちづくりを進めるため、子育て支援の取り組みを積極的に行っている企業を「あかし子育て応援企業」として認定しています。

地域全体でこどもを見守る機運を高め、すべてのこどもたちが健やかに育つまちづくりをさらに進めるため、応援企業の認定数の拡大に取り組み、企業と地域とのネットワークづくりや連携したイベントなどを継続して開催します。

基本目標3 安心して子育てができる環境づくり

安心して子育てをするためには、教育・保育施設（※10）を利用する子育て家庭のみならず、在宅の子育て家庭も対象とした支援サービスが必要です。本市では、必要とする支援サービスを必要な方すべてに提供できる環境づくりに取り組んでいます。

待機児童の解消に向けた児童受入枠の拡充や、多様な保育サービスの充実として「保育所での一時預かり事業」や「病児・病後児保育事業」などを実施しています。

また、ホームページやアプリを用いた「地域での情報提供・相談事業」や「子育て支援センター事業」として、市内5カ所にプレイルームを設置して親子の交流の場の提供や各種講座の開催などを行っています。

これらの施策を通じて、子育てを、負担感なく楽しく感じることで、すべてのこどもが毎日を笑顔で健康に過ごせ、安心して子育てができる環境づくりに取り組みます。

(1) 待機児童の解消

待機児童解消に向けた取り組みとして、第2期計画期間中において都市公園をはじめとした公有地の活用や、公立幼稚園の活用など様々な施策を実施してきました。

その結果、待機児童数はピークであった2018年（平成30年）と比較して減少していましたが、2024年度はさらなる保育需要の高まりにより増加に転じています。そのため、小規模保育事業所の整備により待機児童が多い1歳から2歳児の受入枠を拡充するほか、大規模な開発に伴い保育需要増が予測される地域には保育所等の整備を実施するなど、引き続き待機児童の解消を図ります。

また、保育の担い手である保育士の確保については、2018年（平成30年）6月に開設した保育士総合サポートセンターや就職フェアによる就労支援、本市が独自に実施する処遇改善事業等による経済的支援に加え、保育士向けの研修などの様々な取り組みを実施し、保育士の意欲や保育環境の向上を図り、質の高い保育の提供ができるよう取り組みます。

(2) 多様な保育サービスの充実

① 延長保育事業

保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、保育標準時間を超えた保育を実施し、就労世帯等の支援を図ります。

現在、ほぼすべての保育施設で延長保育が実施されており、今後も現在の提供体制の維持に努めます。

② 幼稚園での預かり保育事業

幼稚園や認定こども園の1号認定の在園児を対象に、保護者の就労、介護やリフレッシュなど多様なニーズに応えるため、教育時間の前後や長期休業中等に預かり保育を実施しています。

引き続き、保護者の預かり保育のニーズに応えられるよう体制を確保してまいります。

③ 保育所での一時預かり事業

家庭で保育されている乳幼児が、保護者の入院・傷病・冠婚葬祭・育児疲れ解消等の理由により家庭外での保育が必要となる場合に、保育施設で乳幼児を一時的に保育し、子育て世帯の支援を図ります。

市が実施する一時保育専用施設での一時預かりを継続するとともに、新設の保育施設や当該事業を実施していない既存保育施設について、保護者や地域のニーズに応じて事業実施できるよう、取り組みを進めてまいります。

④ 病児・病後児保育事業

病気や怪我などにより集団保育の実施が一時的に困難な児童について、専用スペースにおいて保育を行い、就労世帯等の支援を図っています。

今後も、就労等のやむを得ない事情により家庭での保育が困難な病児・病後児の緊急避難的な受入先として、必要とされる体制を確保します。

⑤ 利用者支援事業

1 基本型

利用者支援事業については、基幹となる子育て支援センターにおいて、こども及び保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育や保育、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子ども・子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう支援を行います。

支援の実施に当たっては、子育て家庭の個別ニーズを把握し、関係機関と連携して教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業等の情報を集約し、提供します。また、職員研修等により、支援者の養成と資質向上に努めます。

2 特定型

保育コンシェルジュによる相談事業では、多様化する保育施設選択の際の保護者ニーズへの対応や、入所・入園後の保育施設利用に関する相談等を行うために、保育士資格を持つ市内の子育て支援情報に精通した保育コンシェルジュを配置し、就学前児

童の保育に関する保護者の相談に応じ、個別の状況に応じた子育てに関する様々な情報提供を行うことで保護者支援を図ります。

⑥ 地域での情報提供・相談事業

誰もが安心して妊娠・出産・子育てができるよう、ホームページや子育て応援アプリを通じて、子育てに関する市の施策や相談窓口、地域の子育て関連施設やイベントなどの情報が入手できるよう取り組んでいます。今後も子育て世帯を取り巻く環境の変化に則した情報発信ができるよう、利用者の声を聴きながらより利用しやすい情報提供の充実を図ります。

また、市内5か所の子育て支援センターでは、保有資格を持つ子育てアドバイザーが乳幼児を持つ保護者などから子育ての相談に応じているほか、こども健康センターでは保健師、助産師による相談に対応しています。

さらに、子育て相談ダイヤルでは、夜間・休日を問わず24時間365日、電話やFAX、メールでの相談に応じています。

妊婦や子育て家庭の保護者がいつでも気軽に相談できる体制を整え、関係機関と連携しながら地域で安心して子育てができるよう支援していきます。

(3) 子育て支援センター事業の推進

地域の子育て家庭に対する育児支援を行うため、親子が気軽に集い、交流できるプレイルームを市内5か所（あかし、にしあかし、おおくぼ、うおずみ、あかし西）に設置しており、親子の交流の場の提供や子育てに関する情報の提供、各種講座の開催、子育て相談等を実施しています。

また「あかし」「おおくぼ」「あかし西」では、小学生までのこどもとその親が利用できるこども図書館も併設し、本の貸出も行っています。

子育て支援センターなどの子育て支援施設が少ない地域では、子育て支援センターの出張型プレイルームである「移動プレイルーム」を実施し、地域の親子が交流できる場を提供しています。

家庭や地域における子育て力を高めるために、親もこどもも共に学び、成長していくことができる場や多世代交流の機会を一層充実するとともに、関係機関や子育て支援団体などとの連携を深め、子育て家庭の孤立を防ぎ、地域全体でこどもの健やかな育ちを支援していきます。

(4) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の推進

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、保育所等に通っていない満3歳未満

の児童が、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず柔軟に利用できる新たな通園給付として、全自治体で実施されます。

この制度は、こどもにとっては、その育ちに適した人的・物的・空間的環境の中で、家族以外の人や年齢の近いこどもとの関わりといった成長発達に必要な経験が得られるものであり、また、保護者にとっては、自分のための時間を確保することで、育児に関する負担感の軽減につながるとともに、プロの保育者とのかかわりにより親としての成長や子育ての楽しさを実感できるといったメリットがあります。さらに、人口減少社会において、保育所等が地域全体のこどもの育ちの拠点になっていくという、保育所等の多機能化も期待されます。

本市では、喫緊の課題となっている待機児童対策への取り組みを進めるとともに、本格実施に向けて既存施設の有効活用等も含めて詳細な検討を進めていきます。

(5) 放課後児童健全育成事業の推進

小学校に就学している児童であって、その保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に、授業終了後等に、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図るため、市内の小学校区において放課後児童クラブを設置・運営しています。

入所希望者が年々増加するなど、社会的ニーズに対応するため、学校の余裕教室や特別教室等を最大限に活用した受入枠の確保により、待機児童の発生の防止に努めています。また、研修の充実等による指導員の資質向上、学校や地域との連携に取り組み、事業の一層の充実を図ります。

基本目標4 こども一人ひとりの成長を支援

こどもの健やかな成長のためには、すべてのこどもの成長過程に応じた教育・保育及び子育て支援サービスが提供されることが重要です。

本市では、保護者の就労状況や家庭の状況、こども自身の障害の有無などにかかわらず、すべてのこどもが質の高い教育・保育及び子育て支援サービスを受けられる体制を確保するとともに、学校になじめないこどもの「第三の居場所の提供」や「社会参画への取組」を通じて、こどもの成長を促すチャレンジ支援など、こども一人ひとりに適した支援サービスの提供も進めていきます。

(1) 就学前教育・保育の質の向上

① 教育・保育の質の向上

就学前の乳幼児期における教育及び保育は、こどもの健全な心身の発達を図りつつ生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。乳児期から幼児期にかけての発達は、連続性を有するものであるとともに、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じて、その間のこどもの健やかな発達を保障することが必要です。こどものよりよい育ちのため、研修の機会や現場指導を通じて、教育・保育の質の向上を図ります。

具体的には、施設ごとに行われている園内研修を充実させるとともに、公立保育所では公開保育、公立幼稚園ではグループ研修や教育委員会指定研究、私立保育施設を対象としたキャリアアップ研修、認可外保育施設を対象とした研修や公立保育所長経験者による保育施設訪問や指導監査等に引き続き取り組むことで、すべての就学前施設において、更なる教育・保育の質の向上を図ります。

② 就学前施設と小学校との連携の推進

幼児の発達や学びの連続性を保障するためには、幼児期の教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図ることが重要です。そのためには、互いの教育の特性や学び方の違いを理解した上で、つながりを意識する必要があります。

「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園（※11）教育・保育要領」に記載されている「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」をもとに、アプローチ期（5歳児後半）における教育課程である「アプローチカリキュラム」を活用しながら、5歳児から小学校1年生の架け橋期のつながりを意識した「幼保小の連携や交流」を計画的に実施します。

就学前施設での教育・保育と小学校の授業の相互参観や、行事等の交流、幼保小連絡会、情報交換その他様々な機会を通して、小学校への円滑な接続ができるよう取り組みます。

③ あかし保育絵本土の養成

市内認可施設の保育者を対象に、保育がより豊かになる絵本のコミュニケーションとその広がりについて学ぶ「あかし保育絵本土」養成講座を実施します。一定の課題をクリアした受講生を「あかし保育絵本土」（本市オリジナルの資格）として認定し、絵本をツールにした就学前教育における豊かな保育環境の充実と保育の質の向上を図っていくための事業です。

「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」や「明石市就学前教育・保育の共通カリキュラム」を基に作成した「あかし保育絵本土養成プログラム」に沿って、絵本をきっかけに、保育者・乳幼児・保護者など保育の場に集うすべての人が、共にひびきあい、共に育ちあう豊かな保育環境を整えていきます。

こどもと絵本の間のひびきあいは、生活習慣の形成、遊びへのヒント、日常のしぐさや言葉遣い等、行為や活動として活発に外へ向かって表出されます。保育者として、日々の経験から、その気づきを乳幼児一人ひとりの個性の発見へとつなげていきます。

(2) 一人ひとりの育ちを大切にした学校教育の推進

教育分野の基本計画である「あかし教育プラン」や毎年度策定する実行計画「アクションプラン」に基づき、こどもの学びを支援する授業の質的向上や、こどもの成長・発達を支援する相談体制・キャリア教育を充実させるとともに、タブレットを効果的に活用できるＩＣＴ環境の整備や学校施設のバリアフリー化など教育環境の整備を計画的に進めていきます。

18歳までの全期間を通して、一人ひとりのこどもの育ちに沿った一体的で切れ目のない支援を行うことで、様々な社会課題を自らの問題として捉え、身につけた資質や能力を活用して、解決に向けて行動できるこどもの育成を目指してまいります。

(3) 地域でこどもを応援する事業を推進

地域みんなでこども・子育てを応援するまちづくりを進めるため、児童健全育成活動や子育て支援活動に取り組む地域の団体に対し、活動費用の助成や活動の支援を行っています。

地域で子育てを応援する基盤づくりを進め、地域活動団体による主体的かつ継続的な児童健全育成活動や子育て支援活動を継続して推進するとともに、こども・若者が、社会に参画する機会とするため、チャレンジしたいことなど、こどもたち自らが計画し実践する活動に対する助成も拡充します。

(4) 特別な支援が必要なこどもに対する支援体制の充実

① 特別な支援が必要なこどもに対する教育・保育の充実

特別な支援が必要なこどもの保育については、一人ひとりのこどもの発達過程や障害の状況を把握し、発達状況に応じた適切な保育を実施することが必要です。

現在、本市においては、幼稚園や保育所では障害の有無に関係なく、同じクラスで共に集団生活し、共に教育・保育を受けています。

教育・保育施設の職員が特性への理解を深め、一人ひとりのこどもに応じた適切な教育・保育を行うことができるよう、支援の程度に応じた担当職員の配置や専門資格等を持つ指導員によるアドバイスを行っていきます。また、関係機関との連携により、支援の必要なこどもやその保護者に寄り添った対応を行っていきます。

また、医療技術の進歩に伴い、日常生活の上で医療的ケアを必要とするこどもの数は年々増えており、2022 年度（令和4年度）から一部の保育施設にて医療的ケア児の受入を行っています。

今後も、医療的ケアを必要とするこどもの保育施設入所のニーズにあわせて、各保育施設や訪問看護ステーションなど関係機関と連携しながら、受入体制を確保していきます。

② 児童発達支援センターを中心とした支援体制の充実

特別な支援が必要なこどもに適切な療育がなされるよう、専門職等が障害児通所支援事業所を巡回し、支援の質の向上を図るとともに、児童発達支援センターである明石市立あおぞら園・明石市立ゆりかご園が、地域における療育の中核的な役割を果たし、関係機関と連携しながら、支援を要するこどもと家族に対する専門的な支援・包括的な支援の提供に取り組みます。

また、2021 年（令和3年）9月に施行された医療的ケア児支援法の趣旨を踏まえ、医療的ケア児及びその家族に対する相談体制の充実や関係機関との連携体制の構築に取り組みます。

明石市立発達支援センターでは、発達の遅れや障害の疑いがあるこどもに対して、専門職員が発達相談を行い、総合的な発達評価や支援を行います。発達に障害のあるこどもが早期の発達支援を受けられるよう、保護者に対し相談・助言を行い、幼児期以降もライフステージを通じた相談支援体制の充実を図ります。

(5) 第三の居場所づくりの提供

様々な理由により、学校になじめないこどもたちは年々増加していることから、教育支援センター「もくせい教室」を市内3カ所に設置し、学校へ登校することが難しい市立小中学校の児童生徒に支援を行っています。また、教育相談として、電話による相談や来所による面接相談も行っています。

さらに、「校内フリースペース」を市内全13中学校と7小学校に設置し、自分のクラスに入りづらい児童生徒への支援を行っています。専属職員である「居場所サポーター」を配置し、個々の状況に応じた学習や生活の支援を行います。また、学校に登校できず不登校の状態にある児童生徒に対しても、家庭訪問や教育相談等を実施し、支援にあたっています。

それ以外にも、こどもの居場所設置・運営パイロット事業として、様々な理由により学校になじめないこどもたちを対象に、こどものニーズにあった適切な支援を行う公設民営型フリースペース（こども第三の居場所）として、2021年（令和3年）9月に、「あかしフリースペース☆トロッコ（以下、東部施設）」を開設しました。開設から3年が過ぎ、入所待機者が年々増加している現状を踏まえ、2025年（令和7年）1月には、市内2か所目となる「あかしフリースペース ここのぼ（以下、西部施設）」を開設しました。

東部、西部施設共に、市内在住の6～18歳のこどもを対象に、こどもたちが安心して遊べる空間で遊びや学習支援を行うほか、こどもや保護者に対する相談支援を行っています。

東部施設では、こどもたちが安全に集まることができる程度の広さを有し、家庭的な雰囲気でも子どもたちがホッとできる場をコンセプトとし、西部施設では、音楽・学習・イベントなど多様な活動や取り組みができる居場所をコンセプトとしています。

加えて、西部施設においては、こども・若者が気軽に立ち寄れるフリーコーナーを設けるとともに、2025年（令和7年）4月から、こども若者交流施設「あかしユースポート」を開設し、こども・若者が自由に交流したり、音楽・学習・イベントなど、多様な活動ができるユーススペースを目指していきます。

今後においても、こどもたちの置かれている状況に応じて、何が必要となるのか、こどもの意見を聴きながら必要な支援を検討していきます。

これらの支援を中心に、今後も支援が必要なこどもや保護者が、適切な支援を受けられるよう、支援体制の整備を進めていきます。

(6) 体験・学びの機会の創出

保護者の就労状況の変化やライフスタイルの多様化に伴い、こどもの体験・学びの機会の格差が大きな課題となっています。

本市では、あかしこども広場で開催している野外プログラムなど、様々なイベントや講座をはじめ、親子交流スペース「ハレハレ」、明石海浜プール、天文科学館、文化博物館の4施設で保護者の所得に関わらずこどもの入場料を無料とする「公共施設の入場料無料化」、地域の方々の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動の機会を提供する「放課後子ども教室」、小学3年生を対象に行っている「環境体験事業」、こどもたちが誰でも、気軽に、自由に遊びを創り、のびのびと過ごすことができる「プレーパーク」などといった事業を進めていきます。

これらの事業を通じて、こどもの体験・学びの機会を創出し、こどもの健やかな成長を支え、生きる力を育みます。